

中央区配偶者暴力相談支援センターについて

1 概要

令和 7 年 4 月から配偶者暴力支援センター機能を整備し、従来行っている相談や一時保護に加え、新たに相談体制や支援機能の強化を図ることで、DV 被害者に対する支援内容の充実を図った。

2 新たな支援内容

(1) DV 相談専用ダイヤルの設置

区民に対して被害者支援の総合窓口を明確にするとともに、被害者の早期発見を図るため、専用ダイヤルを設置した。

・問合せ先：03-6264-7412

(受付時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

※ 被害者の保護を図る観点から所在地は非公開とする。

(2) 配偶者からの暴力の被害相談に関する証明書の発行

医療保険や児童手当等の手続きにおいて、DV 被害により住民票を動かさない場合や法律上の離婚手続をとれない場合に、特例的な措置が設けられており、その申請等の際に必要な書類となる「被害を受けている旨を相談した事実の証明書」を発行する。

(3) 保護命令の審理への関与

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、被害者からの求めに応じて、裁判所における保護命令の審理に際し、被害の状況や相談の経過等に関する意見書の提出その他必要な協力を行う。

(4) 被害者に関する通報対応

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、関係機関等から被害者に関する通報を受理し、被害者の安全確保を最優先に、警察や関係部署等と連携しながら、必要な支援や対応を行う。

3 機能整備による効果

- ・ DV 相談専用ダイヤルの設置等により DV 被害者支援の窓口が明確化され、被害者や関係者が相談先を認識しやすい体制が整えられた。
- ・ その結果、DV 被害そのものに関する相談に限らず、福祉、健康、子育て等の接点を持つ過程や、医療機関の受診等を通じて DV 被害が把握される場合においても、支援センターにつながる体制が機能し、被害の潜在化を防ぐ役割を果たしている。
- ・ 証明書の発行については、保育園の入園・転園に係る手続等において相談履歴の証明を行うなど、DV 被害者に対するより円滑かつ迅速な支援につながっている。
- ・ 通報対応については、実際に警察に対応を依頼した事例もあり、関係機関と連携した早期発見・早期介入につながるなど、被害者の安全確保に向けた役割を果たしている。

中央区配偶者暴力相談支援センター 相談実績

(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数		10	12	17	6	5	10	8	3	11	82
内訳	相談専用ダイヤル	4	4	7	2	4	5	4	0	5	35
	証明書の発行	3	1	1	0	0	1	0	3	5	14
	支援措置確認書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保護命令関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通報関係	0	1	2	0	0	0	1	0	0	4
	男女平等センター	3	6	7	4	1	4	3	0	1	29

<参考_相談専用ダイヤルの実人数内訳>

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
人数		4	3	6	2	4	5	4	0	4	32
内訳	女性	3	1	6	2	4	4	3	0	4	27
	男性	1	2	0	0	0	1	1	0	0	5
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

サポートの流れ

